

事件発生！「いじめ」に係わる情報を確認
 ◎児童・保護者からの相談 ◎教職員からの報告 ◎アンケートの記述 ◎他校・地域から

「校内いじめ対策委員会」を開催し、事実関係の確認に着手
 1 メンバー：校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・いじめ不登校対策委員・担任
 2 手順
 (1) ①被害者、②必要に応じて周囲の児童、③加害者の順に、速やかに複数の職員で聞き取りを行い、事実食に食い違いがないか確認する。
 (2) ①②③の内容を合わせて、情報を整える。

『事実の確認といじめの確認』
 聞き取り記録を基に「被害者」が述べた行為について事実確認を行い、いじめがあったか確認する

『事実確認によりいじめがあったと確認した場合』
 ・「いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う者とする」の規定に則り措置を開始する（いじめ対策推進法 第23条3）
 ・被害者に対しての支援を、誰がどのように行うのかを決定する。また、その結果を被害者の保護者に伝える。
 ・加害者に対して、どのような措置を誰がどのように行うのかを決定する。

『事実確認によりいじめがあったと確認できない場合』
 ・いじめが確認できなかった経緯を「被害者」に丁寧に説明する。また、それについての意見も聞き取る。
 ・同時に「被害者」の保護者にも経緯を説明し、それについての意見を聞き取る。
 ・「加害者」の保護者についても経緯と理由を説明し、それについての意見を聞き取る。
 ○引き続き「被害者」「加害者」となった担任は、児童の関係や様子を注意深く観察し、校内の生徒指導報告等の場面で教職員に情報を共有する。

『いじめ対応協議会』
 ◎対応チーム(校内いじめ対策委員会)による対応協議
 1 被害者の児童とその保護者の心情に配慮した対応を基本に協議
 2 連携を検討(教育委員会・SC・SSW・教育相談員)
 3 外部専門機関のアドバイスによる対応を検討(警察・弁護士・有識者)

『教育委員会への報告と情報共有』
 ◎事案発生時の報告と対応について報告(いじめ対策推進法 第23条2)

『被害児童とその保護者への対応』
 ・被害者が安心して学校生活を送れるような体制をつくる。
 ・被害者に説明し、不安や疑問はないかを聞き、対応策を考える。
 ・被害者の保護者に対して、「いじめと認定した結果を知らせ、支援体制を整えることを伝え、同時に保護者に対しての支援のあり方についての意見を聞き取る。

『加害者児童とその保護者への対応』
 ・「いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない」(いじめ防止のための基本的な方針 5)
 ・加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する(基本方針30ページ)
 ・複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。(基本方針 別添2 学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント(3)④)
 ・いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には主観的な感情にまかせて一方的に行うのではなく教育的配慮に十分に留意しいじめた児童生徒が自らの行為の悪質性を理解し健全な人間関係を育むことができるよう生長を促す目的で行う。(同上)
 ・加害者の保護者に対して、いじめをしていたと認定した結果を知らせ、「事実に対する保護者の理解や納得を得た上」、加害者の指導体制をとることを伝え、同時に保護者に対して協力を求め、継続的な助言を行う。(いじめ防止のための基本的な方針 3(4) iii)

※加害者に他校の児童生徒がいた場合
 ・当該学校へ連絡し、事実確認を要請(※管理職間)
 ・事実確認後、保護者に連絡。情報提供の要請
 ・事実確認内容を報告してもらい、情報を共有

『継続的支援』
 ◎心のケアと児童の関係修復
 ・可能であれば、児童どうしの謝罪と和解を行う。
 ・可能であれば、保護者どうしの謝罪と和解を行う。
 ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月を目安とし見守り続ける。(いじめ対策防止のための基本的な方針4 iii) ①)

『いじめがおきた集団への働きかけ』
 いじめを見ていた児童生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。たとえいじめを止めさせることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つように伝える。またはやしたてるなど同調していた児童生徒に対してはそれらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。(別添2学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント(3)⑤)